

経済産業省経済協力局貿易管理部  
安全保障貿易管理課 風木課長殿  
安全保障貿易審査課 長濱課長殿  
写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿  
写) 安全保障貿易審査課 相川課長補佐殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
センサー・レーザー・航法専門委員会  
センサー・レーザー分科会  
主 査 古 谷 章

## 12の項(4)省令11条五号の「水中用のカメラ」に関する要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 要望の背景

省令11条五号に「水中用のカメラ又はその付属品であって、・・・」と規定されておりますが、水中用のカメラの定義がなく、防水仕様の民生用途デジタルビデオカメラ等も判定の対象と伺えます。従前（デジタル放送用テレビに投影できるビデオカメラ）は、WAのテクニカルノートから辛うじて、解像度で【非該当】と判定できましたが、技術の進展に伴い、更に高画質の4kテレビに対応するデジタルビデオカメラで、防水仕様の場合、「水中用のカメラ」で判定すると該非の疑義が発生する結果となります。

つきましては、水中用のカメラの対象が明確となるよう改正を要望します。

#### 2. 要望事項

上記背景に従い、以下の通り改正を要望します。

##### 【輸出令別1の12の項(4)中欄】

改正要望	現行
海中用の映像システム又はその附属装置	水中用のカメラ又はその附属装置（2の項の中欄に掲げるものを除く。）

##### 【貨物等省令第11条第五号】

改正要望	現行
海中用の映像システム又はその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの イ 海中用のテレビジョンカメラであって、次のいずれかに該当するもの （略） ロ～ハ （略）	水中用のカメラ又はその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの イ テレビカメラであって、次のいずれかに該当するもの （略） ロ～ハ （略）

以上

【参考】 **WA-LIST (13) 1 [04-12-2013]** <text>

6. A. 3. Cameras, systems or equipment, and components therefor, as follows:

*N.B.* For television and film-based photographic still cameras specially designed or modified for underwater use, see 8.A.2.d.1. and 8.A.2.e.

-----  
8. A. 2. Marine systems, equipment and components, as follows:

↓

8. A. 2. d. Underwater vision systems as follows:

↓

8. A. 2. d. 1. Television systems and television cameras, as follows:

a. Television systems (comprising camera, monitoring and signal transmission equipment) having a 'limiting resolution' **<省令 11 条四号ホ>** of more than 800 lines and specially designed or modified for remote operation with a submersible vehicle;

**b. Underwater television cameras having a 'limiting resolution' when measured in air of more than 1,100 lines;**

c. Low light level television cameras specially designed or modified for underwater use and having all of the following:

1. Image intensifier tubes specified by 6.A.2.a.2.a.; and
2. More than 150,000 "active pixels" per solid state area array;

Technical Note

*'Limiting resolution' is a measure of horizontal resolution usually expressed in terms of the maximum number of lines per picture height discriminated on a test chart, using IEEE Standard 208/1960 or any equivalent standard.*

8. A. 2. d. 2. Systems specially designed or modified for remote operation with an underwater vehicle, employing techniques to minimise the effects of back scatter and including range-gated illuminators or "laser" systems;

**(補足解説)**

- ①規制範囲を示す柱書に **8.A.2. Marine systems, equipment and components** 及び **8.A.2.d. Underwater vision systems** と明記されており、合理的な該非判定（負荷軽減）を目的に、輸出令別 1 の 1 2 の項(4)中欄及び貨物等省令第 11 条第五号の改正を要望します。  
⇒「水中のカメラ」から「海中の～」と変更要望したのは、**Marine** における **Underwater** なので、民生用のカメラの防水仕様と異なることを明確にしたいという要望です。また、**8.A.2.d. Underwater vision systems** に併せ、改正を要望するもので、この改正に伴い、2の項のカメラと異なることが明確となります。  
(注) 2の項で規制するカメラが本項番に該当することはないと考えます。  
⇒**6.A.3. Cameras**, の *N.B.*において、*specially designed or modified for underwater use* カメラは、*see 8.A.2.d.1. and 8.A.2.e.* としているので、逆な発想から、8.A.2.d.1. は、*specially designed or modified* されたものと判断され、民生用のカメラは、8.A.2.d.1. の規制対象ではないと考えます。また、Underwater vision systems は、潜水艦や潜水艇（無人/有人含む）の視覚システム（映像装置）であり、民生用の4K対応デジタルビデオカメラが「規制の対象」とは思えませんし、規制の実効性（controllability）及び海外調達可能性（Foreign Availability）の面においても、「規制の対象」ではないと考えます。
- ②テレビカメラをテレビジョンカメラと変更要望する背景は、8.A.2.d.1.a に Television systems が **comprising camera, monitoring** and signal transmission equipment と明記されており、Television systems 用のカメラという位置付けなので、テレビジョンカメラと変更を要望します。

✕